

11月は「ねんきん月間」です

厚生労働省では、“国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日”として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、ご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額をご自身の年金記録を基に、さまざまなパターンの試算をすることができます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)でご確認いただくか、年金事務所へお問い合わせください。

問千葉年金事務所 ☎043-242-6320 佐原年金事務所 ☎0478-54-1442



年末調整・確定申告まで大切に保管を！

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

平成30年中に納付した国民年金保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合も、合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、国民年金保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。

平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付した方には11月上旬に、9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで納付した一部の方には11月中旬に、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、

申告の際に添付してください。また、平成30年10月2日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方には、平成31年2月上旬に送付されます。

受付期間 11月1日(木)～平成31年3月15日(金)

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※祝休日(第2土曜日を除く)、12月29日(土)～平成31年1月3日(木)は利用できません。

問ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004050から始まる電話でおかけになる場合 ☎03(6630)2525

国民年金保険料は口座振替・クレジットカード納付が便利でお得

国民年金保険料の納付には、納付書による現金での支払いのほかに、口座振替やクレジットカード納付が利用できます。

■口座振替

当月分保険料を当月末に振替納付することにより月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」「1年前納」「2年前納」があります。

■クレジットカード納付

当月分保険料を、当月末にクレジットカード会社が立替納付します。「6か月前納」「1年前納」「2年前納」は、納付書による現金での支払いと同じ割引額です。

※申込方法や申込期限については、年金事務所へお問い合わせください。

問千葉年金事務所 ☎043(242)6320 佐原年金事務所 ☎0478(54)1442

	口座振替	割引額	クレジット・現金	割引額
毎月納付(翌月末振替)	16,340円	—	16,340円	—
早割(当月末振替)	16,290円	50円	適用なし	
6か月前納	96,930円	1,110円	97,240円	800円
1年前納	191,970円	4,110円	192,600円	3,480円
2年前納	377,350円	15,650円	378,580円	14,420円